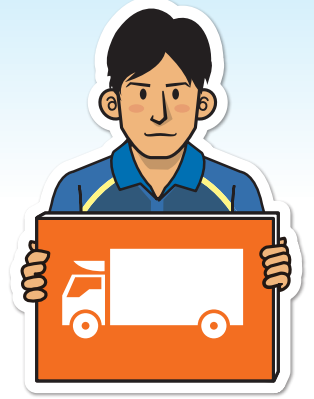


統合賠償責任保険

運送業のみなさまの賠償責任保険

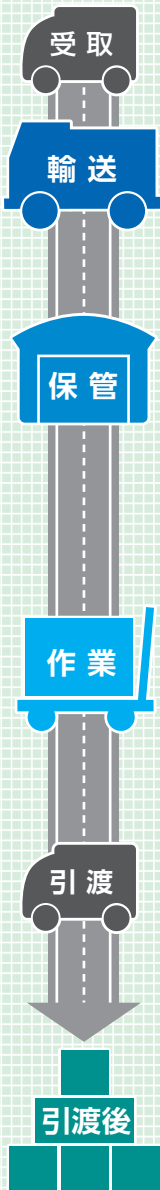
運送業のみなさまの賠償責任保険



運送業のみなさまを取り巻く賠償リスクがまとめてカバーされます!!

さらに
下請業者による
事故も補償!!

運送業のみなさまを取り巻く賠償事故の例



輸送中

■ 預かった貨物の損壊等

貨物輸送中の事故により、荷崩れを起こし、受託貨物を損傷させてしまった。

損害額 **250万円**

■ 使用不能による損害

受託貨物を損傷してしまい、荷主から代替品のレンタル費用について損害賠償を請求された。

損害額 **6万円**

保管中

■ 預かった貨物の損壊等

倉庫に保管していた受託貨物が、火災によって焼失してしまった。

損害額 **860万円**

作業中

■ 預かった貨物の損壊等

運送と据付業務を請け負ったクーラーを据付作業中に誤って損壊させてしまった。

損害額 **10万円**

■ 仕事中の行為による事故

荷物を台車で運搬している際に、顧客の事務所の壁にぶつかり壁を破損させてしまった。

損害額 **7万円**

■ 借用した財物等の損壊等

荷卸しのために搬入先で借りたフォークリフトを破損させてしまった。

損害額 **15万円**

引渡後

■ 引渡後の事故、貨物自体の損壊

受託貨物を搬入・引渡後、積み方に不備があり貨物が倒壊し、搬入先の従業員にケガをさせてしまった。ケガの治療費と破損した貨物自体の損害賠償も請求された。

損害額 **30万円**

■ 貨物の回収費用

食中毒が発生し、荷主がリコールを実施した。原因調査の結果、輸送の際の管理に不備があったことがわかり、食料品の回収費用を負担した。

損害額 **80万円**

■ 事故対応費用

事故発生後、今後の対処について弁護士に相談した。

かかった費用 **5万円**

被害事故

賠償リスクだけでなく、こんなリスクも…

従業員が営業中に、よそ見をしていた自転車にひかれてけがをしてしまった!従業員の治療費を賠償してくれないため、弁護士に依頼し、損害賠償を請求した。

かかった費用 **90万円**

ビジサポ運賠で補償される内容

運送業のみならずが受託した貨物の損壊等や、業務の遂行、仕事の結果による事故によって負担する法律上の損害賠償責任が包括して補償されます。

裏面の補償ごとのイラストと、表面の事故例のイラストは、対応するよう同じものを掲載しています。

1



仕事で預かった貨物に生じた事故が補償されます。

基本特約V
運送貨物危険補償



基本特約Vでは、仕事で預かった貨物が事故によって使用できなかったことによる損害賠償責任は補償対象外ですが、この特約により、仕事で預かった貨物が事故によって使用できなかったことによる損害賠償責任が補償されます。

▶ 使用不能損害補償特約
(基本特約V用)

2



仕事中の行為が原因で生じた事故が補償されます。

基本特約I
施設業務危険補償



管理財物*の損壊、紛失、盗取または詐取について、その財物の正当な権利者(所有者等)に対して負担する損害賠償責任が補償されます。

*他人から借用した財物や発注者等から支給された財物等、被保険者が使用または管理する他人の財物をいいます。自動車は被保険者(補償を受けられる方)の仕事が行われる場所にある借用した施設内専用車等を除き、補償の対象に含まれません。

▶ 管理財物拡張補償特約



急激かつ偶然な外来の事故によって記名被保険者の使用人等が被った被害について、「法律上の損害賠償請求を行う場合に負担した弁護士費用」や、「法律相談を行う場合に負担した法律相談費用」が補償されます。

▶ 被害事故弁護士費用等補償特約

3



仕事を完了し引渡した後に生じた事故が補償されます。

基本特約II
生産物完成引渡危険補償



他人の身体の障害や財物の損壊について基本特約IIにより保険金がお支払いされる場合に、その原因となった生産物や仕事の目的物自体の損壊またはその使用不能についての損害賠償責任や、回収、検査、交換などの費用が補償されます。

▶ 生産物・仕事の目的物自体損壊補償特約



運送した生産物の欠陥(食品の異物混入を含みます。)に起因して、事故を発生させまたは発生させるおそれがある生産物の回収等を実施することによって生じた費用(記名被保険者以外の者によって回収等が実施された場合に生じた費用に対する法律上の損害賠償金を含みます。)に対して保険金を支払います。

▶ リコール事故補償特約

4

法律上の損害賠償金のほか、損害賠償に関する争訟について、被保険者が支出した訴訟費用や弁護士報酬等の費用が補償されます。

賠償責任保険普通保険約款



保険金のお支払い対象となる可能性のある事故が発生し、その結果として他人の身体の障害または財物の損壊が発生した場合において、被保険者が負担した事故対応費用*が補償されます。

*事故の対応のために要した初期対応費用、身体障害見舞費用、訴訟対応費用で事故の解決のために有益かつ必要と弊社が認めた費用をいいます。

▶ 事故対応費用補償特約
(基本特約I用・基本特約II用
・基本特約V用)

特約の詳細につきましては、ビジサポ運賠パンフレットに記載しています。

このチラシはごく簡単な説明を記載したものです。保険金をお支払いできない場合、保険金の支払条件、支払限度額、その他この保険の詳細につきましては、ビジサポ運賠パンフレットをご参照いただくか、弊社代理店または弊社へお問い合わせください。

日新火災海上保険株式会社

本店/〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3 TEL03(3292)8000(大代表)
お客さま相談窓口 フリーダイヤル 0120-17-2424 [9:00~17:00(土日祝除く)]
ホームページアドレス <http://www.nisshinfire.co.jp/>

万一事故にあわれたら サービス24 フリーダイヤル 0120-25-7474
24時間・365日 ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。